



地域包括支援センターだより

今月のテーマは『地域包括支援センターについて』です

地域包括支援センターは、高齢の方の身近な相談窓口です。高齢者のご家族(介護している方等)のご相談も受けています。主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が連携して住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域で総合的な支援を行います。

たとえばこんな相談を受けています

- ◆生活の中で困っていること、心配なこと
- ◆もの忘れ(認知症)について
- ◆財産の管理や契約・手続きごとの不安 など

たとえばこんな支援をしています

- ◆介護保険制度等の必要な制度や関係機関の紹介
- ◆要支援1、2の方や、生活機能の低下がみられた方(事業対象者の方)のケアプラン作成
- ◆ケアマネジャーへの助言や支援
- ◆高齢者虐待の防止・早期発見や、消費者被害等、関係機関と連携して対応
- ◆成年後見制度の利用支援 など



※ご相談の際は、まずお電話ください。
職員が不在のこともあります。
※必要に応じて、ご自宅にも訪問しています。

毎月発行している地域包括支援センターだよりは、松本市公式LINEでも発信しています。また、松本市ホームページでは過去一年分のおたよりを閲覧することができますので、ぜひご覧ください。⇒



地域の通いの場や生活支援サービスについて

地域包括支援センターでは、介護保険サービス以外にも、必要に応じて地域の通いの場や生活支援サービスなど、地域ごとの情報も紹介していますので、地域の活動に参加してみたいという方も、ぜひご相談ください。

「介護サービス情報公表システム」も参考にしてみてください。

- 手順
- ①右の二次元バーコードを読み込む
 - ②「生活支援等サービスを検索する」を選ぶ
 - ③「松本市」にチェックしサービス選択



【松本市では下記の相談会も開催しています】

いずれも事前予約（先着順）で、無料で相談いただけます。

詳細は、高齢福祉課福祉担当 ☎ 34-3237

または、お近くの地域包括支援センターまでお問い合わせください。

認知症思いやり相談会

成年後見制度相談会

	認知症思いやり相談会	成年後見制度相談会
内容	認知症を専門とする医師による相談	司法書士による成年後見制度に関する相談
日時	奇数月に1回 午後1時30分～4時30分	偶数月に1回 午後1時30分～4時
会場	松本市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1	



<認知症思いやり相談会のお知らせ>

認知症を専門とする医師に無料で相談することができます。

予約は相談日の2週間前までをお願いします。（先着順）

【日時】令和7年5月30日（金）午後1時30分～午後4時30分

【場所】市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1

【予約・問い合わせ先】高齢福祉課福祉担当 ☎ 34-3237

または、お近くの地域包括支援センターまで

松本市高齢福祉課福祉担当（電話34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまで